

最近1年間の外務員等に関する処分等の状況について
(平成23年7月～平成24年6月19日)

平成24年6月19日
日本証券業協会

1. 外務員等

(単位：人)

	登録取消し 又は不都合行為者の取扱い			外務員職務停止処分 又は外務員資格停止処分		
		登録取消し (延べ人数)	不都合行為者 の取扱い (延べ人数)		外務員職務 停止処分 (延べ人数)	外務員資格 停止処分 (延べ人数)
会 員	13	12	13	66	64	59
金商法違反	1※			54		
協会規則違反	0			12		
その他	12			0		
特別会員	4	2	4	16	13	16
金商法違反	0			16		
協会規則違反	0			0		
その他	4			0		
合 計	17	14	17	82	77	75

※金商法違反は、「仮装売買、相場操縦等」。

2. 営業責任者等

(単位：人)

	営業責任者		内部管理責任者	
	資格取消処分	資格停止処分	資格取消処分	資格停止処分
会 員	0	5	0	2
特別会員	0	5	0	3
合 計	0	10	0	5

平成 23 年度の事故確認委員会による調査確認申請の受理状況等について

平成 24 年 6 月 19 日

日本証券業協会

1. 調査確認申請等の受理状況

(1) 受理件数

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 22 年度
受理件数	461	418
うち 調査確認申請	457	417
うち 事故確認申請	4 (注 1)	1 (注 1)

(注 1) 事故確認申請は、申請金額が 1,000 万円超の事案のみが対象となる。

(注 2) 平成 22 年度に受理した調査確認申請の内、1 件は平成 23 年度に取下げられた。

(注 3) 事故確認委員会における審議の結果、「確認」されなかった事案は、平成 23 年度は 10 件、平成 22 年度は 13 件であった。

(注 4) 平成 23 年度は 53 社、平成 22 年度は 51 社から受理した。

(2) 行為別受理件数等 (調査確認申請と事故確認申請との合計)

(単位：件、円)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務処理 ミス	システム 障害	法令 違反	合計
受理件数	96 (94)	318 (255)	30 (22)	0 (0)	17 (47)	461 (418)
申請金額の 中央値	215,206 (213,466)	257,917 (211,231)	207,311 (190,334)	0 (0)	500,397 (271,057)	248,712 (218,753)

(注) かつこ内は平成 22 年度の実績値である。

2. 事故報告書の受理状況 (行為別受理件数等)

(単位：件、円)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務処理 ミス	システム 障害	法令 違反	合計
受理件数	628 (666)	1,473 (1,676)	2,998 (2,490)	826 (594)	60 (75)	5,985 (5,501)
報告金額の 中央値	7,587 (7,000)	6,223 (6,112)	340 (188)	1,600 (2,000)	7,046 (10,579)	1,526 (2,000)

(注 1) 本表は、金商業等府令第 119 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に該当するものを集計したものであり、同項第 9 号 (事故確認委員会による確認) の適用を受けたことによる事故報告書を含まない。

(注 2) かつこ内は平成 22 年度の実績値である。

(注 3) 平成 23 年度は 178 社、平成 22 年度は 180 社から受理した。

以 上

証券監督者国際機構 (IOSCO) 第 37 回年次総会の模様について

平成 24 年 6 月 19 日
日本証券業協会

証券監督者国際機構 (IOSCO) の第 37 回年次総会が、平成 24 年 5 月 13 日 (日) から 17 日 (木) までの間、中国 北京において開催された。

IOSCO は、我が国の金融庁や米国証券取引委員会 (SEC) など各国の規制当局を中心に構成されている国際機構であり、主に規制当局の意見交換の場として機能しているが、より幅広く市場参加者の見識・意見を取り入れ、国際的に調和のとれた包括的な証券市場の規制を維持・発展させていく観点から、本協会のような証券業協会や東京証券取引所などの各国の自主規制機関も、協力会員としてこの機構に参加している (別紙参照)。

IOSCO の年次総会は、各国が持ち回りで開催している。年次総会では、代表委員会、理事会、専門委員会、新興市場委員会、自主規制機関諮問委員会等が、それぞれの構成メンバーを集めて開催されるほか、メンバー以外の一般参加者も対象にした公開セッションも催される。

今年の年次総会には、約 90 の国・地域から約 480 名が参加した。

今回の総会における主な成果と今後の課題、及び自主規制機関諮問委員会 (SROCC) における主な協議事項は以下のとおりである。

1. 主な成果と課題

今回の総会では、金融危機の再発防止のための規制改革が実施段階に移行する中で、G20 や金融安定理事会 (FSB) の要請に応えながら IOSCO が進めている、シャドーバンキング、システム上重要な金融機関 (ノンバンクを含む)、OTC デリバティブ等に関する規制の国際基準策定の現状と課題について、メンバー間で情報共有が行われた。

また、これらの新たな国際基準をグローバルに実効性のある形で実施していくためには先進国のみならず中国、インド、ブラジル等新興市場国の参画が不可欠であるとの認識が高まり、これら諸国の発言権が高まるとともに、これを反映した IOSCO の組織改革が実施されることとなった (後述)。

一方、これら国際基準の策定・実施、さらには新興市場への助言・技術支援にあたっては、当局のみならず自主規制機関等より市場に近い立場で規制・監督を行っている機関の知見・経験をより一層活用していくことが、専門委員会等主要委員会の議長や事務局長から示唆された。

さらに、IOSCO が新興市場の健全な発展に貢献し、かつ、市場に生じる問題を先取りしながら国際基準策定機関として有効に機能していくための資金基盤の強化 (IOSCO ファウンデーション) の提案も行われた (後述)。

公開セッションでは、Zhou Xiaochuan(周小川)中国人民銀行総裁、Guo Shuqing(郭樹清)中国証券監督管理委員会主席、Guo Jinlong(郭金竜)北京市長らによる講演のほか、河野正道専門委員会議長(金融庁 金融国際政策審議官)、Michel Prada 国際財務報告基準(IFRS)財団会長、Steven Maijor 欧州証券市場監督機構(ESMA)長官、Alexa Lam 香港証券先物委員会 副 CEO、Vedat Akgiray 新興市場委員会議長(トルコ資本市場委員会 委員長)、Phupinder Gill シカゴ商品取引所(CME)グループ CEOらが、「金融危機後の新たな金融市場の枠組みと国際基準の策定」、「金融市場インフラ、OTC デリバティブ、市場の公正性」、「新興市場における資本市場の発展と規制の動向」、「商品先物及び金融デリバティブの規制」についてパネル・ディスカッションを行った。

今回の総会において、IOSCO が発表した主な成果と課題は以下のとおり。

(1) IOSCO の組織改編—IOSCO Board の創設

先進国・新興市場国のメンバーが一体となって証券市場の問題により迅速かつ機動的に取り組めるよう、従来の理事会、専門委員会、新興市場委員会を統合し、IOSCO Board を創設することが合意された(注)。同 Board は 2014 年 9 月のブラジル リオデジャネイロでの年次総会時に正式に創設することとされ、今回の総会ではそれまでの暫定 Board として 32 のメンバーと議長・副議長が選任された。

議長：(2013 年 3 月まで)河野 正道 金融庁 金融国際政策審議官

(2013 年 3 月～2014 年 9 月)Greg Medcraft 豪州証券投資委員会(ASIC)議長

副議長：Vedat Akgiray 新興市場委員会議長(トルコ資本市場委員会 委員長)

Ethiopia Tafara 米国証券取引委員会(SEC)国際局長

(注)新興市場のプレゼンスの拡大、その育成と健全性維持の重要性に鑑み、新興市場委員会は当面存続し、同委員会が将来の IOSCO の組織の中で果たすべき役割を引続き検討することとなった。

(2)IOSCO ファウンデーションの創設

今回の総会において IOSCO 事務局長から、以下の財団の創設につき提案があった。

名称:IOSCO Foundation

目的:新興市場への技術援助

メンバー及び市場関係者への研修活動

主としてシステミック・リスクに関する調査・研究

(3)MMOU 調印の進展

IOSCO の多数国間 MOU (IOSCO のメンバーである規制当局間のエンフォースメントにおける協力・情報交換のための多国間覚書:MMOU)について、今回の年次総会中に、ラブアン、ペルー、エジプト、モーリシャスの当局が調印し、正式調印国(地域)が 86 に達し、世界の証券市場の約 95% をカバーするに至ったとの報告があった。

2. 自主規制機関諮問委員会(SROCC)における主な協議事項

各国の証券業協会や取引所などの自主規制機関がメンバーとなっている自主規制機関諮問委員会(SROCC)は、5月15日(火)にワーキング・グループ会合及び全体会合を開催し、IOSCOの理事会、専門委員会、新興市場委員会、専門委員会傘下の常設委員会(SC1、2、3、5)の活動状況につき各議長もしくは代表から報告を受けたほか、次の事項を協議した。

(1) 中国の資本市場

ゲスト・スピーカーとして招いた、上海証券取引所総経理 Zhang Yujun(張育軍)氏が、中国の資本市場の最近10年間の改革・発展の動向、今後取り組むべき課題として、IPOに関する制度整備、上場会社の情報開示の拡充、社債市場(公募・私募)の育成、先物市場の育成、資本市場の外国投資家への更なる開放促進等について説明した。

(2) ワーキング・グループにおける協議

SROCCにおいて活動中の Ahead of The Curve Working Group 及び Regulatory Staff Training Working Group では、以下の協議が行われた。

① Ahead of The Curve Working Group

本WGでは、証券市場に新たに発生している、又は発生する可能性のある規制上の問題点について、メンバー間で情報・意見交換を行っている。今回の会合では、以下の問題がメンバーから提起された。

(コーポレート・ガバナンス、投資顧問業者の不正行為に関する問題)

日本における最近の事例として、

—東京証券取引所から、オリンパスや大王製紙の事件を踏まえた、上場企業のコーポレート・ガバナンスに関する規則の改正、

—本協会から、AIJ投資顧問による虚偽の運用報告事件について報告を行った。

(上場企業の開示規則違反)

シンガポール証券取引所からは、同取引所に上場する企業の開示規則違反に対し同取引所が行った処分に関する同取引所と処分を受けた同上場企業前役員との係争について報告があった。

(規制機関の相互協力)

ブラジルのボヴェスパ証券取引所からは、同国の銀行・証券・保険市場を監督・規制する当局、自主規制機関の間で最近合意された、情報交換、政策対話、監督協力を進める取組みについて報告があった。

(市場構造の変化等に関する問題)

カナダ投資業規制機構 (IIROC) からは、高頻度取引 (HFT) が市場に与える影響、規制面の対応のあり方を検討するスタディを開始したこと、MF グローバルのカナダ現法の破たん時に、同社がバックオフィス業務等を外注 (outsourcing) していたことにより、投資者の資産保護のためカナダの規制機関が迅速な対応が取れなかったことを踏まえ、証券仲介業者の業務外注について業界のガイダンスを作成し、さらに将来自主規制規則の策定を検討する可能性があることを報告した。

(電子媒体を利用した詐欺行為等に関するインベスターアラート)

米国金融取引業規制機構 (FINRA) からは、最近増加している phishing (銀行やクレジット会社を装ってメールを出し、「確認のため個人情報を入力してください」と誘導して、他人の銀行口座や暗証番号などを盗み取ること) やウェブサイトや eメールを利用した詐欺行為に関して発出したインベスターアラート (投資家への注意喚起) が資料として提出された。

② Regulatory Staff Training Working Group

本 WG では、規制機関が行う研修の教材作成、実施方法の検討を行っている。

今回の会合では、昨年台北で開催された SROCC 及び新興市場委員会に加盟するメンバー機関の職員を対象とする第 4 回研修セミナーの結果を踏まえ、本年秋にトルコ イスタンブールで開催する第 5 回研修セミナーについて、主催機関となるトルコ資本市場仲介業協会 (TSPAKB) がプログラムの内容等につき説明を行った。今後、各パネルのスピーカーの選定を主催機関が SROCC メンバーと協力しながら進めることとなった。

(3) SROCC の活動方針

新たな取組みとして、IOSCO の他の委員会により積極的に参画し、市場に最も近い規制機関 (frontline regulator) としての自主規制機関の知見・経験をインプットしていくとの方針を確認した。

(4) 新メンバーの紹介

前回の年次総会及び本年 2 月の理事会において IOSCO への加盟が承認され、新たに SROCC のメンバーとなった、中国証券業協会 (SAC)、北米保険業協会 (GNAIE)、欧州ファンド資産運用協会 (EFAMA) につき議長から紹介を行った。

(5) SROCC 議長の改選

大久保 SROCC 議長の任期満了に伴い、ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 自主規制業務執行責任者 Jose Carlos Doherty 氏が新議長に選出された。

(6) 今後の会合の予定

本年のSROCC中間会合は、11月6日(火)にトルコ イスタンブールで開催すること(引き続き3日間の研修セミナーを同時開催)、また、次回年次会合は、2013年9月のIOSCO年次総会(於ルクセンブルグ)の会期中に開催することが合意された。

3. 国際投資者保護基金会議

IOSCO年次総会開催中の5月15日(火)、第3回国際投資者保護基金会議が開催され(第1回モントリオール、第2回ケープタウン)、中国、米国、カナダをはじめ10の国・地域から計24名が参加した。

会議では、各国の投資者保護の仕組みや最近の破たん事例の紹介などがあった(我が国からは丸大証券の事例を報告)が、その中で、多くの参加者からクロスボーダー取引拡大の下での投資者保護の実務的・法的な難しさが課題として提起されるなど、有意義な議論が行われた。

4. 今後のIOSCO年次総会の予定

次回のIOSCO年次総会は2013年9月15日～19日にルクセンブルグ、2014年は9月にリオデジャネイロで開催される予定である。

以上

IOSCO及びSROCCの概要

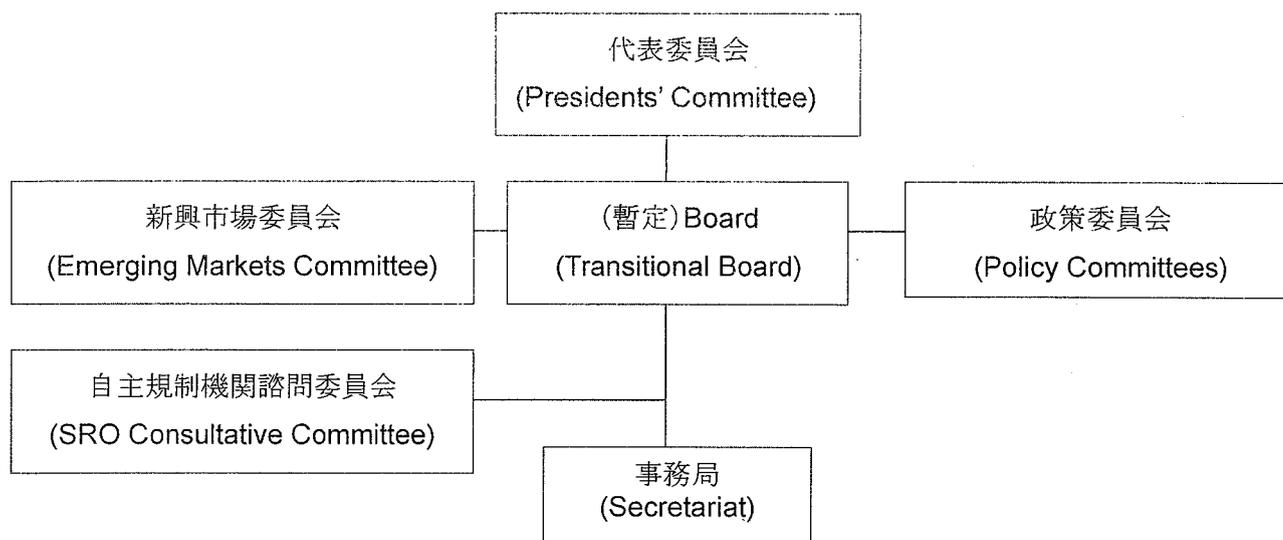
・IOSCO (International Organization of Securities Commissions: 証券監督者国際機構)

国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立すること等を目的に設立された国際組織。1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟した。1986年のパリ総会において、現在のIOSCOという名称に改められた。我が国では、金融庁が普通会员として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所が協力会員として、それぞれ加盟している。

・SROCC (SRO Consultative Committee: 自主規制機関諮問委員会)

1989年に設置され、IOSCOにおける各国の自主規制機関による意見・情報交換として機能している。同委員会では、現在、自主規制のモデルの検討、市場における問題の早期発見、規制機関のスタッフ研修等の課題に取り組んでいる。

・IOSCOの組織



第 25 回国際証券業協会会議（ICSA）^(注) 年次総会の模様について

平成 24 年 6 月 19 日

日本証券業協会

1. 開催期間 平成 24 年 6 月 10 日（日）～12 日（火）
2. 開催場所 デンマーク コペンハーゲン アドミラル・ホテル
3. 主催 デンマーク証券業協会
4. 参加者 別添の参加団体より 47 名のほか、ゲストスピーカー 15 名（IOSCO 事務局長デビッド・ライト氏、デンマーク中央銀行総裁ペール・コールセン氏、欧州証券市場機構理事ヴェレーナ・ロス氏、デンマーク金融庁金融機構局長ウルリック・ノッドガード氏、欧州委員会市場サービス局長ジョナサン・フォール氏、スウェーデン中央銀行第一副総裁カーステン・ジョクニック氏、ニューヨーク連銀シニアバイスプレジデント アダム・アシュクラフト氏、OECD 雇用労働社会問題局長ジョン・ポール・マーティン氏、HSBC 香港アジア大洋州市場部長ステファン・ウィリアムズ氏ほか）

5. 会議の概要

（ポイント）

欧州で開催された今回の総会では、国際的な規制改革が基準の策定から実施段階に移行する中での欧州における規制改革の動向に焦点が当てられた。同時に、規制の国際的な調和・収れんの必要性、取引インフラの問題（高頻度取引、ダークプール、競争による取引所手数料の激減等）、世界的な所得格差の拡大、成長するアジアの役割についても議論が行われた。また、ICSAの今後の活動方針として、G20、FSB、IOSCO、バーゼル委等国際的なフォーラム、基準の策定機関に対する業界としての提言活動を維持・強化していくことが合意された。

総会における議論の概要は以下のとおり。

^(注) 国際証券業協会会議（ICSA: International Council of Securities Associations）

世界の証券市場における取引慣行及び規則の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、証券市場の健全な発展に寄与することを目的に、1988年、本協会の提唱により設立された。以降、年次総会は、メンバーの持ち回りで開催されており、現在のメンバーは 17ヶ国（地域）19団体である。

1) 欧州における規制改革の動向

金融危機の反省を踏まえ、欧州では、欧州金融監督制度（European System of Financial Supervisors: ESFS）が創設され、その下に、EU域内共通の規制・監督に関するルールの策定と執行を担う、証券（European Securities Market Authority: ESMA）、銀行（European Banking Authority: EBA）、保険（European Insurance and Occupational Pensions Authority: EIOPA）各分野の組織が設けられた。証券市場については、ESMAがG20、FSB、IOSCOの提言を踏まえ、OTCデリバティブ、格付け機関、空売り、透明性・開示（目論見書）、市場操作防止等に関する基準を策定してきた。投資家保護のため、不正な取引に関する注意喚起（investor alert）も発出している。

また、世界的に議論が進行している銀行等金融機関の適切な破たん処理システムのあり方（納税者に負担をかけず、かつ、金融システム全体に脅威を及ぼすことなく、破たんした金融機関をいかに整理するか）について、欧州では「銀行同盟」（Banking Union）（特定国の金融機関が破綻した場合のリスクを加盟国全体で分担する枠組み）が欧州委員会により加盟国の預金保険機関に相互支援を義務づける制度として検討されている。一方、EU域内諸国の財政基盤強化のため、金融取引税の導入も検討されている。

以上の欧州の動向に関し、ICSAのメンバーその他参加者からは以下の意見が表明された。

- ・各国政府のほかに域内全体の意思決定機関が存在する欧州では、米国その他の国に比べ、規制を含む政策の決定に時間を要し、その結果市場への規制案の提示から実施までの時間が短くなり、業界として新たな規制に対するシステム対応等に十分な時間が取れず困難に直面している（これに対し、他国の議会手続も複雑であり、状況はあまり変わらないと思うとの意見も述べられた。）。
- ・欧州の規制と米国その他の国・地域の規制を極力共通化し、世界中どこの市場でも投資家が同等の保護を受け、市場参加者が同等の条件でビジネスを行い、規制の裁定行為が発生しないよう、当局は努力すべきである。
- ・欧州の当局は、域外の取引プラットフォーム、業者、格付け機関が自国において欧州と同等の規制・監督を受けていれば欧州でのサービス提供を認めるという同等性評価により市場参入を承認しているが、その評価基準をより明確にすべきである。
- ・金融危機を踏まえ規制を整備し、市場の透明性を強化する必要は認めるが、現状は規制強化・透明性強化の方向に振り子が振れすぎているのではないか。バランスが重要である。特に透明性については、自己の取引の内容を知られたくないという大規模な機関投資家の立場、あるいは小さな市場では透明性の強化が流動性を損なうリスクにも配慮すべきであるとの意見があったが、透明性は資本市場の原則であり、透明性がない方がいいと主張する側に説明責任があるとの意見も述べられた。
- ・「銀行同盟」は、国毎、銀行毎の状況を考慮する必要があるとあり、域内の他国の銀行が破たんした時のコストを負担することについて、すべての国の納税者の理解を得られるのか疑問。

- ・金融取引税は、金融危機を引き起こした金融業界への懲罰的な意味合いが強く、すべての金融取引に一律に課税されると、市場に重大な影響が生じる。仮に導入するとしても、マーケット・メイクなど一定の取引は除外すべきである。

2) 取引インフラの課題

欧州の当局及び欧州取引所連合のスピーカーが、欧州においても他地域と同様、高頻度取引（HFT）の拡大、代替的取引システム及びダークプールの増加、取引システム間の競争激化による取引所手数料の激減（10年前の百分の一）等の状況が生じていることを説明した。

HFT やダークプールなどプロの投資家のみが利用できる新たな取引手法や取引の場が市場の透明性を低下させ、株式市場への一般投資家の信頼を損なうリスクが議論されたが、HFT については、これを直接制限・禁止することは適切ではないとの見解が大勢を占めた（カナダの自主規制機関は、HFT の拡大に伴い、メッセージ量に応じて取引手数料を課金するシステムを導入したことを紹介。）。ダークプールについても、機関投資家のニーズを満たすものであり、これを否定することはできないとの意見が表明された。

3) 所得格差の拡大

経済協力開発機構（OECD）のゲストスピーカーは、今後の金融市場のあり方を考える中で、世界の多くの国で所得格差が拡大していることに注意する必要があること、この背景として、グローバル化や技術革新の進展により成功した人々がますます富裕になる一方、雇用環境の変化、パートタイムの増加等により低所得の労働者が増加していることを指摘した。これを踏まえた議論の中では、現世代の富裕層と貧困層の所得格差拡大にも注意が必要であるが、若年層に不利もしくはより多くの負担を強いる雇用情勢や給与水準、税制、医療保険、年金制度により、多くの国で現世代と将来世代（若年世代）との不平等が拡大しているのではないかとの意見も表明された。

4) 成長するアジアの役割

HSBC 香港のゲストスピーカーが概要以下の講演を行った。

金融危機と欧州債務危機により、多くの欧米諸国の経済が停滞する中で、アジア特に中国とインドが世界経済の成長を牽引する役割を担っている。2050 年までを見通すと、中国が米国を抜き GDP 世界第 1 位となり、インドも 3 位へ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、さらには豊富な資源を有するモンゴルも躍進することが期待されている。金融面では、為替リスクを取らない自国通貨建ての債券市場の重要性が高まり、特に中国人民元建ての取引が急増することが予想される。これに伴い、これまでなかなか進展が見られなかったアジア債券市場イニシアティブ（2003 年に各国財務省の主導で開始された、アジアにおける域内共通の債券市場の構築や効率的で流動性の高い債券市場を育成することを協議するフォーラム）においても、規制の調和や清算・決済システムの共

通化に向けた検討が前進している。また、アジアの金融センターでは、イスラム金融商品やインフレ連動債、ハードカレンシー建ての永久社債など新商品の導入も活発に行われている。特に注目すべきは、オフショア人民元（CNH）市場の拡大であり、既に人民元は規模において世界第3位の決済通貨になっている。

アジア市場は90年代末の通貨危機を経験し、外的ショックへの耐性が相当程度強化された。他の地域と切り離されているわけではないので、欧米の経済動向の影響は受けるが、内需の促進を通じ今後も高い成長を維持するものと見込まれる。一方で金融市場の更なる発展のためには、規制の整備（特に開示関連）が課題となろう。

5) ICSAの活動方針

ICSAは、最近の活動として、ボルカールールやFATCA（米国の外国口座税務コンプライアンス法）等に関する問題点指摘、適合性の原則に関する意見表明等を関係当局、国際機関等に対し行ってきた。国際的な規制改革が進展する中で、証券市場の公正性・効率性を確保するとのICSAのメンバー共通の目的を達成するため、今後ともG20、FSB、IOSCO、バーゼル委等国際的なフォーラム、基準の策定機関に対する業界としての提言活動を維持・強化していくことがメンバー会合において合意された。

6. 新規メンバーの加入、議長を選出

前回から今回の年次総会までの間に、メキシコ証券業協会、タイ証券業協会、ブルガリア認可投資会社協会（再加入）が新規メンバーとなった。

一方、昨年より議長を務めていた韓国金融投資協会（KOFIA）会長ホァン・クンホー氏の引退に伴い、後任の同協会会長パク・ジョンスー氏が議長職を引き継ぐことを表明し、新議長に選出された。

7. 次回総会

次回年次総会は、オーストラリア金融市場協会（AFMA）が主催し、来年5月7～9日にシドニーで開催することがアナウンスされた。

以上

(別添)

国際証券業協会会議 (I C S A) の参加団体

正会員

	機関名	概要
日本	日本証券業協会(JSDA)	自主規制機関+業界団体
韓国	韓国金融投資協会(KOFIA)	自主規制機関+業界団体
台湾	台湾証券商業同業公会 (CTSA)	自主規制機関+業界団体
オーストラリア	オーストラリア金融市場協会 (AFMA)	自主規制機関+業界団体。2005年にICSAメンバーであった国際銀行証券協会(IBSA)と合併。
米国	証券業金融市場協会(SIFMA)	業界団体。米国証券業者協会(SIA)と債券市場協会(TBMA)が合併して2006年11月に発足。
カナダ	カナダ投資業規制機構 (IIROC)	自主規制機関。2008年6月、ICSAメンバーであったIDAの自主規制部門と合併。
	カナダ投資業協会 (IIAC)	業界団体。2007年加入。
ブラジル	ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA)	自主規制機関+業界団体。2011年加入。
欧州	国際資本市場協会 (ICMA)	欧州証券市場の自主規制機関+業界団体。2005年にICSAメンバーであったスイスの国際証券市場協会(ISMA)と英国の国際発行市場協会(IPMA)の合併により発足
	欧州金融市場協会 (AFME)	欧州金融市場の業界団体。2009年にICSAメンバーであったロンドン投資銀行協会(LIBA)とSIFMA欧州支部の合併により発足。
フランス	フランス金融市場協会 (AMAFI)	自主規制機関+業界団体。IOSCO/SROCCにも、2006年から参加。
ドイツ	ドイツ証券取引所参加者協会 (BWF)	業界団体。2008年加入。
イタリア	イタリア金融仲介業者協会 (ASSOSIM)	業界団体
スウェーデン	スウェーデン証券業協会 (SSDA)	自主規制機関+業界団体
デンマーク	デンマーク証券業協会 (DSDA)	業界団体

トルコ	トルコ資本市場仲介業協会 (TSPAKB)	自主規制機関+業界団体。2006年加入。
メキシコ	メキシコ証券業協会 (AMIB)	業界団体。2010年総会よりオブザーバーとして参加。2012年より正会員として加入。

客員会員

ブルガリア	ブルガリア認可投資会社協会 (BALIF)	業界団体。2010年正会員として加入。2012年より客員会員として再加入。
タイ	タイ証券業協会 (ASCO)	業界団体。2012年加入。

オブザーバー

米国	金融取引業規制機構 (FINRA)	自主規制機関。全米証券業協会 (NASD) とニューヨーク証券取引所 (NYSE) の規制部門が合併して2007年7月に発足。2012年年次総会にオブザーバー参加。
中国	中国証券業協会 (SAC)	自主規制機関+業界団体。2012年年次総会にオブザーバー参加。
インドネシア	インドネシア証券業協会 (APEI)	業界団体。2012年年次総会にオブザーバー参加。
ルーマニア	ルーマニア仲介業者協会	業界団体。2012年年次総会にオブザーバー参加。
ポーランド	ポーランド証券業者評議会	自主規制機関+業界団体。2012年年次総会にオブザーバー参加。